

資格試験実施要領

2025 年 10 月 1 日制定

第 1 条（目的）

本規程は、資格認証委員会運営細則第 1 1 条に定める資格試験の運営に係る事項を定める。

第 2 条（試験小委員会の責務）

試験小委員会は、資格制度運営細則第 8 条に定める資格要件における「実証された能力」を客観的に評価すること、及び情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則第 4 条第 1 項に定める能力認定試験による能力評価の責務を担う。具体的な内容は次の 1～3 項に示す。

1. 以下の試験（以下、「選択式試験」という）の問題の作成を行い、協会を通じてこれを実施し、採点を行う。
 - i) 情報セキュリティ監査人としての基礎的な能力があることを実証する「研修修了試験」。
 - ii) 情報セキュリティ監査のメンバーとして参加するために必要な知識を有していることを実証する「トレーニング修了試験」。
 - iii) 内部監査人のメンバーとして監査を行える能力があるかを評価する「内部監査人能力認定試験」
2. 公認情報セキュリティ監査人として必要な実証された能力である監査経験があるかを評価する「監査経験確認試験」の試験問題を作成し、実施し、採点を行う。
3. 公認情報セキュリティ主任監査人候補者の実証された能力を評価するための主任監査人面接試験を行う。

第 3 条（公正な試験と試験に係る機密の管理）

1. 試験小委員会は第 2 条の評価のために、公正な試験が実施され、その結果が公正であるようにしなければならない。
2. 試験小委員会委員及び試験小委員会が選任する面接担当者は、受験者又は被面接者との利害関係がある場合にその旨申告しなければならない。この申告が行われた場合には、当該受験者又は被面接者に対する委員及び面接担当者としての職務を行うことはできない。

3. 試験問題、採点又は判定結果に係る機密情報は厳密管理し、試験に係る者を除いて知ることができないようにしなければならない。このため、機密情報にアクセスできる者をリストとして管理すると共に、機密取り扱いについて周知し、試験小委員会委員及び事務局担当者から誓約書をとる。ただし、他の文書で当協会業務に対する秘密保持を制約しており、本規程が対象とする業務が含まれる場合には当該文書で代替することができる。

第4条（試験小委員会の運営）

1. 試験小委員会は、以下の場合に試験小委員会委員長（以下、「委員長」という）が招集し、過半数以上の出席をもって成立する。
 - i) 新たな試験問題の作成が必要と認められるとき
 - ii) 既存の試験問題の品質に懸念があるとき
 - iii) 試験問題集の作成が必要となる時
 - iv) 面接試験担当者の選定の時
 - v) その他委員長が必要と認めたとき
2. 審議は合議制とする。ただし、意見が相違し、合議が不可能と認められ場合に、委員長は出席者の過半数の同意により議決することができる。
3. 委員会の議事録は、会議終了後速やかに事務局が作成し、出席委員の確認をもって確定する。
4. 委員会の決議結果及び資格試験を実施した結果は、速やかに資格認証委員会に報告する。
5. 資格認証委員会が報告内容について確認することが必要な場合には、資格認証委員会は委員長の出席を求めることができる。委員長の出席要請に対して委員長又は委員長が指名する試験小委員が対応する。ただし、第7条に定める主任面接試験に関しては、面接担当者を指名することができる。

第5条（選択式試験）

1. 試験問題は、以下を考慮する。
 - (1) 各々の資格の知識習得のために研修トレーニング小委員会が作成した教科書（以下、「教科書」という）の範囲から作成する。教科書の改訂が行われた場合には、速やかに試験問題を見直し、教科書の内容と整合するようにする。
 - (2) 試験問題は複数の選択肢を提示し、それを受験者が選択する方式とする。採点を機械的に行えるよう、選択肢は記号または数字を用いる。
 - (3) 試験問題集は複数用意し、再試験において全く同一の問題となるリスクを軽減する。

- (4) 1回の試験の問題数は、所定の時間に合格水準にあると想定される受験者が回答できることを考慮して設定する。
 - (5) 試験問題の主題は教科書の全体から偏りなく選定する。
 - (6) 試験時間は研修修了試験 30 分、トレーニング修了試験 60 分、内部監査人能力認定試験 60 分とする。
 - (7) 回答用紙は公平性の確保の観点から受験番号以外の本人識別情報を記載しない。
2. 試験小委員会は、試験実施前に試験問題のレビューを行い、内容が適切であることを確認する。
 3. 研修修了試験と内部監査人能力認定試験については、教科書の持ち込みを認める。
 4. 試験にあたっては、公正さと機密および個人情報保護のため、以下の事項を担保する。
 - (1) 受験者が本人であること
 - (2) 受験者の携帯品の管理
 - (3) 不正な受験者の排除
 - (4) 試験問題及び回答用紙の機密管理
 - (5) 回答用紙による試験問題漏洩の防止措置及び個人情報の保護
 - (6) 通信等による不正に対する防止策
 - (7) 試験監督員の適正な監督の実施及び試験監督員による不正・機密漏えい等の防止措置
 - (8) 受験者が十分な能力を発揮できる試験会場として、下記の条件を満たすこと
 - i) 独立した会場で、静寂であること
 - ii) 座席間隔が十分にあり、盗み読み等の不正が生じないこと
 - iii) 照明・空調は一般事務室として認められる基準以上であること
 - iv) その他、受験者が試験に集中できる環境であること
 - (9) オンライン試験に当たっては、別途定める要件をみたすこと
 5. 選択式試験の実施は外部に委託することができる。この場合、試験の公平性と機密情報管理を確実にする。
 6. 採点は、試験小委員会が定めた正答とする記号又は数値と回答用紙の記述内容を照合して行う。この場合、回答用紙の受験番号から本人を特定できないようにしなければならない。
 7. 試験小委員会は、試験の採点作業を協会に委任することができる。採点作業を委任した場合には試験小委員 1 名以上が採点結果をレビューする。
 8. 実施した試験問題のうち、下記 9 項により不適切と認められた問題を除く問題の 70 パーセント以上が正答であった場合を合格とする。

9. 試験小委員会は、採点後に回答傾向を分析し、著しく正答率が低い問題については、その適切性を評価し、不適切と認められる問題がある場合にはそれを特定し、必要に応じ修正する。
10. 外部研修実施機関は本規程及び試験運営手順書に従って試験を実施する。

第6条（監査経験確認試験の実施と採点）

1. 監査経験確認試験の構成は以下のとおりとする。
 - (1) 問1：監査用語概念の説明（400文字の記述式）
 - (2) 問2：特定の監査フェーズに即した監査経験を通じた留意事項の説明（1, 200文字の論文形式）
2. 試験は以下の点を踏まえて実施する。
 - (1) 協会が指定する場所で行い、試験時間は120分とする。
 - (2) 試験会場では筆記用具又は協会供与のPCの使用のみ可能とする。
 - (3) 回答用紙は公平性の確保の観点から受験番号以外の本人識別情報を記載しない。
 - (4) 試験問題及び回答用紙は回収する。
3. 第5条第4項に定める規定は、本6条にも適用する。
4. 採点は、回答者個人が特定できないようにした回答済み用紙により、以下のとおり実施する。
 - (1) 試験小委員2名を採点者として、回答用紙に記載された内容に基づき各々が採点し、判定結果を採点表に記述する。
 - (2) 最終判定は、年度ごとに、以下のいずれかの方法を試験小委員会で定め、運用する。
 - i) (1)の採点で合否が分かれた場合には別の試験小委員1名が同様に採点し、(1)の採点者を加えた3名のうちの多数の判定結果を採用する。
 - ii) 採点者の採点基準を揃えるために、個々の試験について経験のある者で、当該試験の採点に携わらなかった者をリーダーとする判定会を開催し、採点者と協議の上最終判定を決定する。
5. 合格基準は以下のとおりである。
 - (1) 問1：用語概念を示す所定のキーワードが所定数以上含まれている場合で、記述に誤りがない場合に合格とする。
 - (2) 問2：問1に合格した者の回答について、下記の要件を評価する。
 - i) 公認情報セキュリティ監査人に相応しい経験を積んだことが文章からうかがえるか（4段階評価）
 - ii) 選択したテーマについて論点が明確か（5段階評価）
 - iii) 上記論点を展開する上で論理が首尾一貫しているか（5段階評価）

- (3) 上記論点、論理展開を正しく伝える監査人としての文章力があるか（3段階評価）
- (4) 誤字・脱字・文法上の誤りが目立たないか（目立つものからマイナスの3段階評価）

第7条（主任監査人面接試験）

1. 面接試験の受験申込みがあった場合には、試験小委員会は公認情報セキュリティ主席監査人又は公認情報セキュリティ主任監査人のうち、資格認証委員会委員、研修トレーニング小委員会委員、協会事務局員を除く者から3名を面接担当者として選任する。
2. 選任された面接担当者が主任監査人の面接試験を実施する。
3. 第5条第4項に定める規定は、本7条にも適用する。
4. 面接試験においては、事前に受験者より提出された申請書、「自身が主任監査人に相応しいことを記述した自薦書」及び監査経験確認試験の回答を評価の参考資料とする。
5. 面接試験の時間は30分とし、下記の時間配分で実施する。
 - (1) 自己PR・・・10分
 - (2) 質問と回答・・・20分
6. 面接試験を円滑に行うため、事前に面接担当者間であらかじめ進行役（リーダ）及び書記係を決めておく。
7. 面接試験の評価項目は下記のとおりとする。
 - (1) 十分な能力が表現されているか
 - (2) 質問への応答が的確であるか
 - (3) 申請書類等と受験者の回答に矛盾がないか
8. 面接試験が終了し、受験者が退室した後に面接者が協議し、合否を決定する。協議は合議性とするが、意見が一致しない場合には多数を占める意見を判定意見とする。
9. 判定結果は文書として取りまとめる。なお、意見が分かれた場合には各々の意見について記載する。

第8条（資格保留解除面接）

1. 資格保留者から保留解除の申請があった場合には、試験小委員会の指名した面接者が面接を行い、能力が維持されているか、監査人として公正な行動が可能かについて評価し、資格認証委員会に報告する。

2. 資格保留者が情報セキュリティ監査人補及び公認情報セキュリティ監査人の場合には、試験小委員3名を面接者とし、保留中の能力維持活動及び解除後の能力獲得意欲について確認する。
3. 資格保留者が公認情報セキュリティ主任監査人の場合には、試験小委員会は第7条1に定める要件を満たすもの3名を面接者として選任し、保留中の能力維持活動及び解除後の主任監査人として取り組みについて確認する。
4. 面接は面接者の合議制により決し、結果を報告書に取りまとめ資格認証委員会に提出する。ただし、合意が取れない場合には、各々の意見を併記した報告書とすることができる。

第9条（規程の変更）

本規程の改定は資格認証委員会の議決による。

第10条（その他）

本規程に定めのない事項については資格認証委員会において別途定める。

附則

本規程は、2025年10月1日に制定し、施行する。